



住宅建設等促進助成金の交付申請について

※注意：新築・購入支援助成金を交付された住宅は対象となりません。

飛騨市では、人口増加と定住促進を目的として、市内に新たに住宅を新築または購入された方に対して3年間助成金を交付しています。次のとおり**平成30年度新規分の申請**を受け付けますので、該当される方は期限までに申請してください。

平成29年度（1年目）、平成28年度（2年目）に交付を受けられた方は、別途、市より書類を送付いたします。

【対象者】

住宅の新築・購入期間 平成29年1月2日から平成30年1月1日

固定資産税の課税開始 平成30年度

次のいずれかに該当する方

- ①他の市町村から飛騨市に定住するため、市内に住宅を新築または購入した方（転入者）
- ②飛騨市に居住していたが、住宅を有していなかった方で、自ら市内に住宅を新築または購入した方
（長男等で便宜的に新築等により独立した者を除く）
- ③都市計画用途地域内（古川地区のみ）の小宅地（建ぺい率60%、100㎡未満）居住者で、新たに宅地を取得して住宅を建て替え、移転した方

【補助金額】 住宅（併用住宅の場合は居住部分のみ）及びその敷地である宅地に対する固定資産税相当額（軽減税額控除後）を3年間

【申請期限】 平成31年1月31日（木）

【提出先】 飛騨市役所 基盤整備部 都市整備課
各振興事務所 基盤環境水道係

- 【提出書類】**
- 交付申請書……………窓口または市HP
 - 交付要件該当確認フローチャート……窓口または市HP
 - 付近見取図（住宅地図等）
 - 住宅の平面図及び配置図
 - 新築の場合：新築したことを証する書類（確認申請検査済証など）
 - 購入の場合：購入したことを証する書類（売買契約書など）

市役所市民児童課又は各振興事務所窓口で発行する書類

- 住民票（世帯全員、続柄あり・本籍省略可）
- 住宅及び住宅敷地に係る平成30年度公課金証明書
- 平成30年度市税完納証明書

【交付時期】 平成31年3月末の予定

【対象となる宅地面積】

新築または購入した住宅に係る全敷地面積とします。ただし、併用住宅の場合は、住宅面積のうち専ら居住用に供する部分の割合を全敷地面積に乗じた面積とします。

なお、次に該当する場合は、全敷地面積から除外します。

- ① 借地
- ② 事業用敷地
- ③ その他市長が不相当と認めた土地

【制限事項】

本助成金の交付を受けた方は、住宅を新築または購入した日から10年間は、他の者に譲渡若しくは貸与し、または他の目的に使用することができません。

なお、これに違反した場合、交付した助成金の一部を返還していただく場合があります。

【その他注意事項】

- ① 市税等の滞納がある方には助成金を交付することができません。
- ② 平成30年1月2日から平成30年3月31日までに住宅を新築または購入された方は、固定資産税の課税が平成31年度になることから、今回申請の対象になりませんのでお願いします。 ※平成30年4月からは住宅・新築購入支援助成金へ移行されています。
- ③ 交付要件不備等の理由により審査委員会で交付が否決された場合にあっては、申請に要した費用は一切返還できませんので、予めご了承ください。
- ④ 助成金の対象、対象外については、別紙「交付要件該当確認フローチャート」にて自己責任の下で判断してください。なお、記載事項が事実と異なることが判明した場合、助成金の交付決定を取り消し、助成金を返還していただきます。

◆本制度に関する問い合わせ先

〒509-4232

飛騨市古川町本町2-22

飛騨市役所 基盤整備部 都市整備課 建築係

(市役所西庁舎3F)

TEL 0577-73-0153